資料３

全国漁業共済組合連合会に対する貸付けの状況及び今後の見通しについて

１．全国漁業共済組合連合会に対する貸付状況

（１）貸付けの経緯

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の漁業災害補償関係業務は、漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に関して必要とする資金の貸付けを行っている。

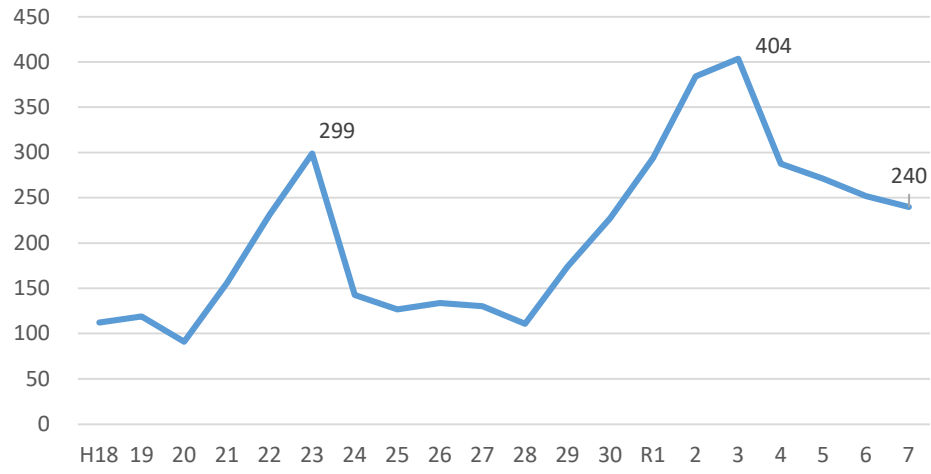
令和２年度、それまでの長期的な不漁に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が重なり、共済金支払が著しく多額に上ったことから、国が全国漁業共済組合連合会（以下「漁済連」という。）に支払うべき保険金の支払財源が大きく不足した。このため、令和２年６月以降、保険金未払額相当の再共済金支払資金に係る漁済連への貸付けを行っている。

なお、国や漁業共済団体等の出資金が貸付けの原資となっているが、不足が生じた場合は民間金融機関からの借入れにより対応している。

（２）共済金支払額の推移

共済金支払額は令和３年度の 404 億円をピークとして減少傾向にあるものの、幅広い漁業種類での不漁の継続、自然災害の影響等により、引き続き高水準で推移している（図１）。

図１　共済金支払額の推移（単位：億円）



なお、令和８年８月末現在の共済金支払額（累計）は 123 億円、対前年同期比 26 億円の増であり、主として特定養殖共済（のり等、かき）の支払増による。

（３）信用基金の貸付実績と今後の貸付見込み

共済金支払額が依然として高水準にあるものの、令和４年度以降は減少傾向となったことに伴い、信用基金の漁済連への貸付残高も漸減傾向にあった。

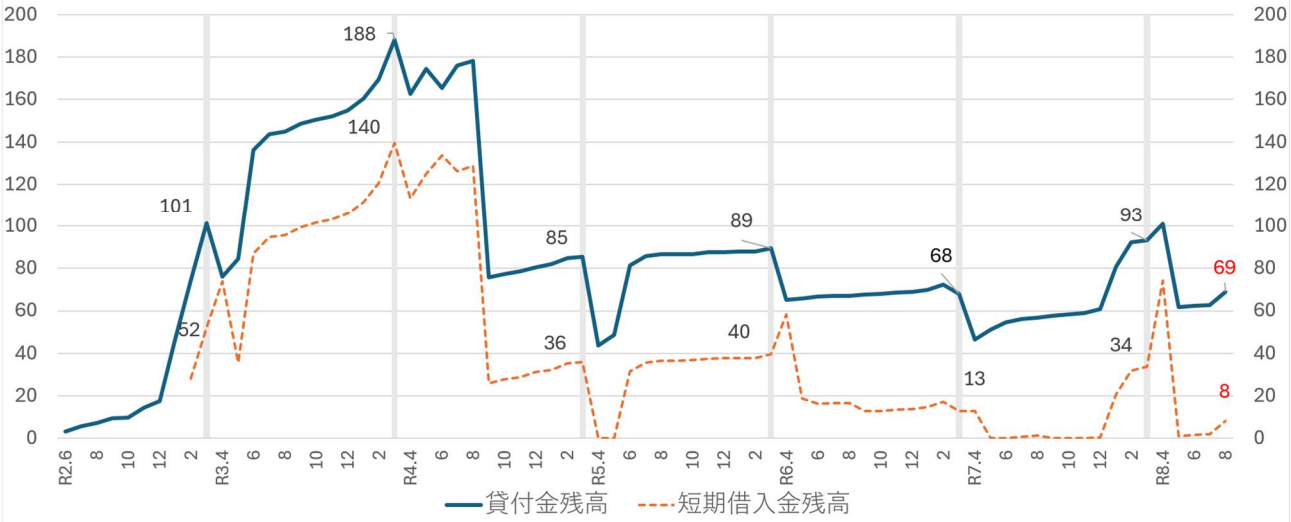
令和７年度下半期以降、さけ定置網の不漁、瀬戸内海の養殖かき、青森県の養殖ほたて貝の大量へい死等による共済金支払があったため、令和７年度末の貸付残高は 93 億円（対前年度比 25 億円の増）となった。

令和８年度においても、国が漁済連に保険金 40 億円の支払いを行ったことに伴い同額の貸付金回収があったものの、毎月の貸付けは継続しており、令和８年８月末現在の貸付残高は 69 億円（対前年同月比 12 億円の増）となった。（図２）

今後の具体的な貸付額は予測困難であるが、当分の間、漁済連への貸付けは継続する見込みであり、信用基金は引き続き円滑な貸付けの遂行に努めるものとする。

図２　短期貸付金及び短期借入金の残高推移

（令和2年6月末～令和8年8月末（単位：億円）



注）グラフ中の数字は、各年度末の残高である（赤字は、令和８年８月末現在）。

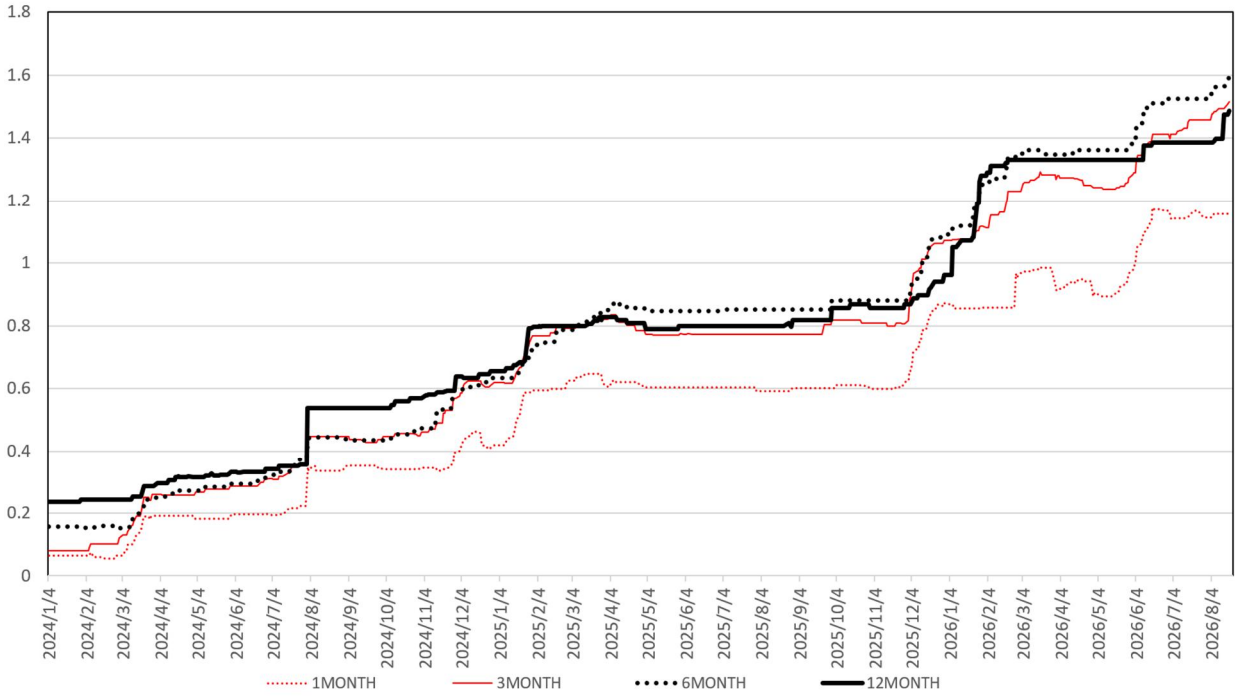
２．貸付金利について

（１）漁業共済団体に対する貸付金利については、市中金利の動向をより弾力的に反映させるため、設定方法を「全銀協日本円 TIBOR＋0.25 パーセント」としている。これは、民間金融機関から貸付原資の一部を借入れて漁済連に貸し付けることが相当規模で継続すると見込み、貸付金利が民間金融機関からの借入金利と逆ざやにならないよう考慮したものである。

（２）令和６年３月に日本銀行がマイナス金利政策を解除し、金利がある世界に突入した中で、令和８年６月～７月においては、全銀協日本円 TIBOR が逆イールド（12 か月物の金利が３か月物を下回る。）となったことから、貸付原資を短期借入金により調達した際の借入金利が同月の貸付金利を上回る状況が生じた。

（３）借入金利と貸付金利の逆ざやが一時的に生じたものの、現状では信用基金の収支に大きな影響はないと見込まれることから、現時点において貸付金利水準の変更が必要な状況には至っておらず、当面、現行の水準を維持すると判断した。

図３　全銀協日本円TIBORの推移（2024年1月4日～2026年8月18日公表分）（単位：年％）



（３）なお、今後も、金利情勢の変化によっては貸付金利の見直しが必要となる可能性があるため、見直しを行った場合には、次回の運営委員会において報告する。

以上